

お知らせ

アンケートへの
ご協力をお願い

「成人式」、「はたちのつどい」のあり方について、アンケートを実施しています。17歳から20歳の方と、その保護者へアンケートが郵送されていますので、ご協力をお願いします。

返信用封筒にて、9月15日
日困までポストへ投函してください。

旧優生保護法による優
生手術等を受けた方へ

旧優生保護法に基づく優生手術（子どもができなくなる手術）等を受けた方に対し、国から一時金が支給されます。請求方法など、詳しくは相談窓口へお問い合わせください。

▼対象者 昭和23年9月11日から平成8年9月25日の

間に優生手術等を受けた方
▼一時金の金額 320万円（一律）

▼請求期限 令和6年4月23日

関福島県 旧優生保護法に関する相談窓口

☎5211-8294

救急車の適正利用に
ご協力ください

伊達地方消防組合管内においても新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、救急出動件数が増加傾向にあります。

「救急車を呼んだ方がいい？ 病院に行った方がいい？」など判断に悩まれる場合には、県で実施している救急夜間相談

#7799、こども救急電話相談#8000（午後7時～翌朝8時）の相談ダイヤルもご利用いただき、救急車の適正利用にご協力をお願いします。

関伊達地方消防組合消防本部
☎5751-4101

10月は不正軽油
撲滅強化月間

県では、10月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め、関係団体と協力して、不正軽油の排除に取り組んでいます。「不正軽油を作らない・売らない・買わない・使わない」不正軽油の防止・撲滅には、皆さんの協力と情報提供が欠かせません。

不正軽油の情報提供については、県庁税務課または最寄りの地方振興局県税部までご連絡ください。

関不正軽油ホットライン（県庁総務部税務課）

☎5211-7205

関東北地方振興局県税部
☎5211-2699

消費税のインボイス
制度に関する説明会

福島税務署では、事業所の方を対象に消費税のインボイス制度説明会を開催します。

説明会は、事前予約制により、各回とも定員になります。次第、受付を終了します。

会場駐車場は、利用台数に限りがあるので、公共交通機関等を利用してください。

▼日時 10月26日（日）、11月24日（日）、12月15日（日） ※3日間とも午前10時30分～午後11時30分、午後1時30分～午後2時45分の2回開催。

午前の部は課税事業者向け、午後の部は免税事業者向け。

▼会場 福島税務署2階大会議室（福島市森合町16-6）

関福島税務署法人課税第1部門
☎5031-2417

10月1日から7日は
「公証週間」です

10月1日から7日は「公証週間」です。

公証制度は、公証人が大切な遺言・契約の公正証書の作成、確定日付の付与、私文書の認証など、国の公証に関する事務を取り扱う制度です。

遺産相続、任意後見契約、金銭貸借、不動産貸借、離婚に際しての慰謝料、養育費などの問題は、後々にもめごとを引き起こしがちで

す。そんなとき遺言や当事者間の取り決めを公正証書にしておけば、トラブルを防止し、権利や財産を守ることが出来ます。

相談は無料です。お気軽にご相談ください。

関福島公証人合同役場
☎5211-2557

障がいについて理解を
深めてみませんか？

専門講師による障がいに関する講話のほか、障がい者との交流を通じて、障がい者の基本的理解、関わり方等を深めることを目的とした障がい者サポーター養成講座を開催します。

▼日時 10月15日（日） 午前10時～正午

▼開催場所 観月台文化センター1 大研修室

▼参加方法 電話で9月30日まで申し込み

関福祉課社会福祉係
☎5851-2793

広告掲載

スクールゾーン
の周知について

国見小学校付近には、スクールゾーンに指定されている箇所があります。指定されている箇所は、平日の午前7時から午前8時の間は通行禁止となっています。

通行禁止時間にスクールゾーンをやむを得ず通行する場合は、警察署へ許可証を申請してください。

関住民防災課環境防災係
☎5851-2116



あなたや大切な方のここは元気ですか？

9月は福島県の自殺対策強化月間です。日本における自殺者数は毎年約2万人おり、福島県でも約300人の人々が自殺で命を落としています。こころやからだの不調があればひとりで悩まず、周りや相談窓口にご相談ください。また、あなたの周りに「以前と比べ元気がない」「いつもと様子が違う」など気になる方はいませんか。こころやからだの不調に気づき、必要な支援への繋がりが一人の尊い命を守ることに繋がります。

相談機関・相談窓口	連絡先	相談受付時間
こころの健康相談ダイヤル	☎ 0570-064-556	月～金 午前9時～午後5時 ※祝休日・年末年始を除く
福島いのちの電話	☎ 536-4343	毎日 午前10時～午後10時 ※毎月第3土曜日は午後10時～翌日午前10時
	☎ 0120-738-556	毎月10日 午前8時～翌日午前8時
岩手・宮城・福島専用よりそいホットライン	☎ 0120-279-226	24時間 365日
県精神保健福祉センター	☎ 535-3556	月～金 午前8時30分～午後5時15分 ※祝休日・年末年始を除く
県北保健福祉事務所	☎ 534-4300	
町福祉課社会福祉係	☎ 585-2793	